

**V-High マルチメディア放送を行う移動受信用地上基幹放送の
業務の認定及び無線局免許に係る制度整備案についての
意見に対する考え方**

1. 意見提出者(50音順)

1. AMIO フォーラム
2. (株)mmbi
3. KDDI(株)
4. (株)ジャパン・モバイルキャストイング
5. (社)日本新聞協会
6. 日本テレビ放送網(株)

合計 6件

2 提出意見及びそれに対する考え方

(注意事項)

- ご意見については、原則として提出されたご意見にある該当箇所を参考に分類をしていますが、特に該当箇所が明示されていないものや、いただいた該当箇所とは異なる形で分類した方が適切だと思われるものについては、総務省において分類しています。また、誤字脱字や体裁の修正についても総務省において一部行っております。
- 「該当箇所」欄の「旧」欄は放送法の一部を改正する法律(平成 22 年法律第 65 号)の施行前の制度整備案の該当箇所、「新」欄は、当該法律の施行後の制度整備案の該当箇所を示しております。

No.	該当箇所		提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
	旧	新		
1. 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の一部を改正する省令関係				
1	放送法施行規則 第 17 条の8 第 3項	基幹放送の業務 に係る表現の自由 享有基準に関 する省令第4条 の2	<p>「放送の普及及び健全な発達のために特に必要があると認める場合その他特別の事情がある場合を除き、移動受信用地上放送業務に関し使用するセグメント数及び基準セグメント数の合計が十三を超えないこと」とされています。</p> <p>当該規定に基づき、例外的に一の事業者に合計十三を超えるセグメント数(基準セグメント数含む)を割り当てることとなる場合は、携帯端末向けマルチメディア放送が地デジ化による跡地利用という国民社会全体の多大な負担と協力のもとで実現される新たなメディアであることに鑑み、放送の多元性・多様性確保や当該メディアの健全な発展等の観点から、国民社会全体の理解を得た上で執り行われることが必要と考えます。</p>	<p>合計 13 を超えるセグメント数の割り当てについては、「放送の普及及び健全な発達のために特に必要があると認める場合その他特別の事情がある場合」(現:「基幹放送の普及等のため特に必要があると認める場合」)に限定されており、今般の制度整備の意見募集の段階ではそのような具体的な事態は想定しておりません。</p> <p>ご意見は、今後の制度設計及び審査に当たっての参考とさせていただきます。</p>

				【KDDI(株)】
2. 基幹放送普及計画の一部を変更する告示案関係				
2	放送普及基本計画 第1 1 (3)	基幹放送普及計画 第1 1(1)ウ	委託放送事業者による、新しい考え方に基づく様々な利用形態の創造やサービスの提供を促進する内容となっていることから、このような計画及び認定方針とすることに賛成します。 【(株)mmbi】	今般の意見募集に係る制度整備案に対する賛成意見と考えます。
3. 平成 23 年●月●日から同年●月●日まで申請を受け付ける移動受信用地上基幹放送(207.5 メガヘルツから 222 メガヘルツまでの周波数を使用し て行うものに限る。)の業務の認定に係る認定方針案関係				
3	第2条第3項 (認定する委託 放送業務)	第2条第3項 (認定する移動受 信用地上基幹放 送の業務)	基本的に方針案に賛同します。 また、割り当てられた周波数に対して効率的に委託放送事業者が参入することができるように、当該認定方針については、委託放送事業者の参入状況を考慮し、適宜見直しがなされることを要望いたします。 【(株)ジャパン・モバイルキャストィング】	今般の意見募集に係る制度整備案に対する賛成意見と考えます。 また、「委託放送事業者(現:移動受信用地上基幹放送事業者)の参入状況を考慮して、適宜認定方針の見直しがなされること」とのご意見については、必要に応じて今後の参考とさせていただきます。
4	第2条第3項 (認定する委託 放送業務)	第2条第3項 (認定する移動受 信用地上基幹放 送の業務)	以下の理由により、このような認定方針とすることに賛成します。 ・ 委託放送事業者毎に異なる戦略やビジネスモデルを反映できるようなセグメント領域の申請区分となっているため。 ・ V-High マルチメディア放送の早期普及に向け、全セグメント領域一括での認定申請が望ましく、そのような内容になっているため。 【(株)mmbi】	今般の意見募集に係る制度整備案に対する賛成意見と考えます。
5	第4条第1項(3) (放送の特性を 生かしたサービ	同左	委託放送事業者による、新しい考え方に基づく様々な利用形態の創造やサービスの提供を促進する内容となっていることから、このような計画及び認定方針とすることに賛成します。	今般の意見募集に係る制度整備案に対する賛成意見と考えます。

	スの推進)		【(株)mmbi】	
6	第4条第1項(6) (国内受信者の利益の確保) 第4条第1項(8) (受信設備の普及に関する事項)	同左	V-High マルチメディア放送は一からの立ち上げとなるため、委託放送事業者間で共通に利用できるシステムの構築や、各委託放送事業者及び各携帯電話事業者との共同で受信設備の普及に取り組むことが、普及促進に向けて重要であることから、このような認定方針とすることに賛成します。 【(株)mmbi】	今般の意見募集に係る制度整備案に対する賛成意見と考えます。
4. 制度整備案全体やその他の事項についての意見				
7			当社は、V-High マルチメディア放送の提供にあたっては、従来の放送にない新たな放送サービスとして様々な利用形態が創造されることが重要であると考えており、また同時に一からの立ち上げとなるため、放送の早期普及に向けた受信設備の普及促進や、利用しやすい料金体系の確立をはじめとする、様々な課題が存在するとも考えております。 本制度整備案は、そのような利用形態の創造やそれらの課題の解決につながる考え方を含んでおり、V-High マルチメディア放送の早期普及を推進する内容となっていると考えます。 以上の理由により、今回の制度整備案について、全体を通して賛成します。 【(株)mmbi】	今般の意見募集に係る制度整備案に対する賛成意見と考えます。
8			<意見> 概ね賛成である。 <理由> 弊社は、(株)mmbi の株主として、(株)mmbi の委託放送事業への参入と V-High マルチメディア放送の早期実現に向け、	今般の意見募集に係る制度整備案に対する賛成意見と考えます。

		<p>さまざまな検討を進めているところである。</p> <p>制度整備案は、従来の放送にない新たな放送サービスとして多様な利用形態を創造させるものであり、またこのサービスに関する課題を解決するものである、と評価している。</p> <p>【日本テレビ放送網(株)】</p>	
9		<p><要望></p> <p>弊社は、委託放送事業参入を希望している(株)mmbiに、地上放送で培った報道、娯楽、教養、教育といった多様な番組の供給を考えている。これには著作権処理ルールの確立など時間を要する課題もあり、委託放送事業者を早期に認定するよう要望する。</p> <p>【日本テレビ放送網(株)】</p>	<p>総務省としても、地上アナログテレビジョン放送の跡地の周波数を使用した新しいサービスの早期立ち上げの観点から、準備が整い次第手続を進めたいと考えております。</p>
10		<p>V-Highマルチメディア放送については、リアルタイム型放送に加え、蓄積型放送もあります。従来型の動画配信だけでなく、電子新聞・出版コンテンツの配信など、新たな活用法が期待されています。</p> <p>しかし、今回の審査基準によると、インターネットで同様のコンテンツを配信する場合と異なり、番組準則や番組基準の策定、放送番組審議機関の設置といった番組規律が適用されることとなります。</p> <p>番組規律は委託放送事業者だけでなく、委託放送事業者に対してコンテンツを提供する事業者にも、間接的に影響が及ぶことが考えられます。</p> <p>このまま規律が適用された場合、新たな分野からのコンテンツ提供を促し、マルチメディア放送の普及・発展を目指す上で、阻害要因になりかねません。</p> <p>マルチメディア放送においては、自主的なガイドラインの策</p>	<p>V-High マルチメディア放送は、国民視聴者の多大な協力を得て地上テレビジョン放送のデジタル化によって利用可能となる周波数を利用して、広く国民に普及した携帯電話等の携帯端末を受信設備として想定している「放送」メディアとして位置づけられていることから、放送法上の規律がかかるものです。</p> <p>ただ、放送法においては、放送事業者が自ら策定した番組基準に従って適切な番組を放送すること(第3条の3(現:第5条))や、自ら放送番組審議機関を設置すること(第3条の4(現:第6条))等の、「自主自律」を基本とする規律となっており、放送事業者には放送番組編集の自由が保障されています</p>

		<p>定に委ねるなどして、極力これらの規律が適用されない形の措置を講ずることで、多様なコンテンツが流通するための環境を整えるべきだと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【AMIO フォーラム】</p>	(第3条)。
11		<p>日本新聞協会メディア開発委員会は、今般総務省が示した「V-High マルチメディア放送の委託放送業務の認定に係る制度整備案」に対して、下記の意見を述べる。</p> <p>メディア開発委員会は、これまで、言論・表現の自由は、報道機関の自律によって守られるべきものであり、法律による規制はなじまないとの観点から、新たな放送サービスの導入や制度整備の際に意見を述べてきた。昨年 10 月の「携帯端末向けマルチメディア放送の委託放送業務の認定に係る制度整備に関する考え方等についての意見募集」に際しても、「蓄積型放送など『電子新聞』サービスに対して放送規律が一律に適用されれば、ジャーナリズム活動のみならず、同放送の普及・発展が阻害されかねないため、適用するべきではない」と指摘した。今年 1 月の「V-Low マルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」でも同様の意見を提出した。</p> <p>今回の制度整備案には、参入審査の際の絶対審査項目として、番組準則などの内容規制や放送番組審議機関の設置などの放送規律が含まれている。このままでは、新聞社が委託放送事業者となって蓄積型放送で紙面を送ろうとする場合、番組準則を通じて、国の規律が新聞の編集に及ぶ可能性があり、言論・報道機関である新聞社が総務省の関与を受けることになる。</p> <p>番組準則などの内容規制や放送番組審議機関の設置などの放送規律は、V-High マルチメディア放送に適用すべきでは</p>	

		ないことを改めて表明する。	【(社)日本新聞協会】	
--	--	---------------	-------------	--